

令和4年5月12日(木)自立支援・重度化防止に資する新たな取組等に関するオンライン説明会  
(1回算定に関する内容)における質疑への回答内容

説明会当日の質問、チャット、説明会後のアンケートによる質問をまとめています。

No.	Q	A
1	「複数の事業所を利用する場合」がよくわかりません。週1回の利用で、複数の事業所を利用しなければならない具体例を示していただきたいです。	週1回の利用で、複数の事業所を利用する必要性として、週1回の安定的なサービス提供が必要な状態であるが、ひと月をとおして週1回のサービス提供が可能な事業所が見つからない場合が考えられます。
2	通所型サポートサービスで、デイサービスとデイケアの2か所というのも可能なのでしょうか。その場合デイケアも1回算定(サービス項目は、予防通所リハビリ・日割)で算定できるのでしょうか？	通所型サポートサービスとデイケア(介護予防通所リハビリテーション)の2か所を利用することはできません。(介護制度改革 INFORMATION Vol.78 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.1)について参照) デイケアは従前の介護予防通所介護ではなく、介護予防通所リハビリテーションになりますので、吹田市高齢者安心・自信サポート事業の対象ではありません。 通所型サポートサービスは、従前の介護予防通所介護と同等のサービス内容になります。(吹田市高齢者安心・自信サポート事業実施マニュアルP5参照)
3	週に1回のヘルパーが来れない場合はどのような場合が考えられますか。コロナで行けなくなった、など聞いたことはありますが曜日変更で賄えると思います。2か所のデイサービスへ行く必要性もあまり理解できません。	週1回の訪問型サポートサービスの利用が難しい場合として、事業所の一時的な人員不足を想定しています。 2か所の通所型サポートサービス事業所を利用する必要性として、週に1回は入浴目的の通所型入浴サポートサービスを利用し、週に1回は身体機能の向上を目的とした通所型サポートサービスを利用する場合等が考えられます。 2か所の事業所を利用する際は、十分にアセスメントを実施し、必要な理由を明確にしたうえで利用を検討するとともに、月額報酬の場合との自己負担額の違いや、キャンセル料の発生等について、事前に利用者、ケアマネジャー、サービス提供事業所で確認してください。
4	ヘルパーの利用を週3回必要とアセスメントした場合、週3回提供できる事業所が見つからず週2回A事業所、週1回B事業所を利用することも可能でしょうか。また全ての算定を1回算定となると理解していますが、サービスコードは訪問型独自サービスVIを算定するのでしょうか。	そのとおりです。 要支援2の認定があり、十分にアセスメントを実施した結果、週3回の訪問型サポートサービスが必要であるが、1か所の事業所ではサービスが提供できない等の場合に、週2回対応が可能な事業所と週1回対応が可能な事業所を組み合わせることでサービスを提供することができます。月額報酬の場合との自己負担額の違いや、キャンセル料の発生等について、事前に利用者、ケアマネジャー、サービス提供事業所で確認してください。 複数の事業所を組み合わせることで週3回の訪問型サポートサービスを利用する場合は、すべて1回算定報酬となり、訪問型独自サービスVIを使用します。
5	通所型サポートサービスも複数利用できるという話でしたが、入浴サポート+他通所介護ということではなく、通所介護が2か所利用できるということでしょうか。説明会では、一日型+半日型での説明でしたが、一日型+一日型あるいは、半日型+半日型でも構わないのでしょうか。デイにはそれぞれの特徴があり、何故、2事業所を利用する必要があるのかをしっかりと計画書に記入すれば、色んな使い方が可能となるのでしょうか。	2か所の事業所を利用する必要性(自立支援・重度化防止の観点から効果が期待できる場合等)がアセスメントできている場合は、通所型入浴サポートサービスと通所型サポートサービスそれぞれの特性を踏まえ、通所型入浴サポートサービスと通所型サポートサービスの組み合わせや、通所型サポートサービス事業所の一日型と半日型の2か所組み合わせること等が可能です。

令和4年5月12日(木)自立支援・重度化防止に資する新たな取組等に関するオンライン説明会  
(1回算定に関する内容)における質疑への回答内容

6	要支援2の利用者が週1回ずつ2か所の事業所に通所した場合は、要支援2の週1回利用を2か所の事業所で算定できるでしょうか。	要支援2の利用者が週1回ずつ2か所の通所型サポートサービスを利用する場合は、それぞれ要支援2の週2回利用の1回算定の単位(通所型独自サービス2回数)を算定します。
7	元々1か所の事業所への通所で、安定したサービスを利用することが出来ている場合は、このまま1か所の事業所を継続して利用してよいでしょうか。	そのとおりです。 1か所の事業所で安定したサービスを提供することが出来ている場合は、ケアプランの内容を変更する必要はありません。
8	アセスメントした結果週2回のサービス利用が必要な状態の場合、1か所の事業所ではヘルパーの確保ができない際に、複数の事業所を利用することでサービス提供してもよいでしょうか。	アセスメントの結果、週2回のサービス提供が必要であるとプランニングしているが、1か所の事業所では十分なサービス提供を受けることができない場合に、複数の事業所を組み合わせ対応することが可能になります。月額報酬の場合との自己負担額の違いや、キャンセル料の発生等について、事前に利用者、ケアマネジャー、サービス提供事業者で確認してください。
9	要支援1の方で週1回通所型サポートサービスを利用している方が、1日型と半日型に行きたい希望があります。その場合に、ケアプランになぜ2か所の事業所を利用する必要があるのか記載しておく、1日型と半日型とを隔週で利用することはできるでしょうか。	そのとおりです。 アセスメントの結果、1日型と半日型に通う必要性がある場合、ケアプラン上に記載することができている場合は、複数の事業所を組み合わせのサービス提供が可能になります。 その際には、1日型と半日型を隔週で利用することが可能になり、すべて1回算定報酬になります。月額報酬の場合との自己負担額の違いや、キャンセル料の発生等について、事前に利用者、ケアマネジャー、サービス提供事業者で確認してください。
10	令和4年4月より開始とのことだが、サービス事業所への周知はどのようにされているのでしょうか。	吹田市ホームページにて説明動画やQ&Aを掲載することで広く周知を行っていきます。 また吹田市ケア倶楽部にも上記のお知らせを掲載します。
11	令和4年4月より新たな1回算定のルールを開始するにあたり、事業所の重要事項説明書、運営規程などは吹田市が公開している令和3年4月版のものから変更の必要性はあるのでしょうか。	令和3年4月に掲載している重要事項説明書(モデル例)において、すでに1回算定報酬の運用について記載例があります。令和4年4月運用開始内容に伴う、重要事項説明書や運営規程の変更は必要ありません。
12	もともと要支援は月額報酬制となっていたはずだが、1回算定と月額報酬制を混同するのであれば全て1回算定にしてもいいのではないのでしょうか。	同様のご意見を複数いただいておりますが、高齢者安心・自信サポート事業については、高齢者の自立支援・重度化防止と安定的なサービス提供を維持していくことを目的に、利用者のニーズ、介護保険サービス事業所の意見等を踏まえたバランスも考慮しながらサービスタイプの拡充を行っています。今後も高齢者の充実した生活の継続をめざし、順次、検討を進めていきます。